

		第1号通所事業	
		通所型サービス (従来の介護予防通所介護相当サービス)	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービス対象者		事業対象者・要支援1・要支援2	事業対象者・要支援1・要支援2
		心身の状態が不安定等で <u>専門職による介助や関わりが必要なケース等</u>	多少の機能低下はあるが、状態は安定しており日常生活は概ね自立し、 <u>常時の専門職による介助を必要としていないケース</u>
サービス内容		○ <u>既存の通所介護事業所による食事・入浴等の基本的なサービスや個別機能訓練</u>	○ <u>高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業</u> ○ <u>身体機能の低下予防のための運動や、交流を目的としたレクリエーション活動</u> ○入浴、排せつ、食事等の介助無し
送迎		あり	あり
サービス提供時間		1回 <u>3時間以上</u>	1回 <u>2時間以上3時間以内</u>
単位数 (基本報酬)	名取市の単価 1単位=10円	○事業対象者・要支援1 (週1回の利用) 436単位/回 1,798単位/月 (1月に4回を超える場合)	○事業対象者・要支援1 (週1回の利用) 305単位/回 1,258単位/月 (1月に4回を超える場合)
		○要支援2 (週2回の利用) 447単位/回 3,621単位/月 (1月に8回を超える場合)	○要支援2 (週2回の利用) 312単位/回 2,534単位/月 (1月に8回を超える場合) <u>※通所型サービスの単位数の70%相当</u>
人員基準	管理者	<u>常勤・専従1以上</u> (支障がない場合、他の職務、他事業所の職務に従事可能。)	<u>専従1以上</u> (支障がない場合、他の職務、他事業所の職務に従事可能。)
	生活相談員	<u>専従1以上</u>	<u>設置義務なし</u>
	看護職員	<u>専従1以上</u> (利用定員10人以下では置かないことも可能)	<u>設置義務なし</u>
	介護職員	○15人まで 専従1以上 ○15人を超える部分 利用者1人に専従0.2以上	○15人まで <u>専従1以上</u> ○15人を超える部分 <u>利用者1人に専従0.2以上</u> <u>※資格要件なし</u>
	機能訓練指導員	<u>1人以上</u>	<u>設置義務なし</u>
設備基準		○ <u>機能訓練室 (3.0㎡×利用定員以上)</u> ○ <u>食堂、静養室、相談室、事務室</u> ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備、備品	○ <u>サービスを提供するために必要な場所 (3.0㎡×利用定員以上)</u> ○ <u>食堂、静養室、相談室、事務室の設置義務なし</u> ○消火設備その他の非常災害に必要な設備 ○必要なその他の設備、備品

第1号通所事業

	第1号通所事業	
	通所型サービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
加算	<p>あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○管理栄養士等が共同して栄養アセスメントを実施 +50 単位 ○管理栄養士等による栄養ケア計画の作成等 +200 単位 ○歯科衛生士等による口腔機能向上サービスの実施 +150~160 単位 ○介護職員のうち介護福祉士が一定数いる場合等 +24~176 単位 ○機能訓練指導員等による個別機能訓練計画作成等 +100~200 単位 ○利用者ごとのADL値を厚生労働省に提出している等 +40 単位 ○若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている等 +240 単位 	なし
減算	<p>あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待防止のための研修等が未実施 -基本報酬×1/100 ○非常災害時にサービス提供を継続するための計画策定等が未実施 -基本報酬×1/100 ○送迎を行わない場合（片道につき） -47 単位 	<p>あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者虐待防止のための研修等が未実施 -基本報酬×1/100 ○非常災害時にサービス提供を継続するための計画策定等が未実施 -基本報酬×1/100 ○送迎を行わない場合（片道につき） -32 単位
利用者負担	介護保険の利用者負担割合（1～3割）による	介護保険の利用者負担割合（1～3割）による
区分支給限度額管理	あり	あり